



—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

リビア：最高裁判所が代表議会に違憲判断？

11月6日、トリポリにある最高裁判所憲法法廷は、トブルクでの代表議会の開催に反対する議員らの申立てを受け入れ、2014年3月発出の第7次改正憲法宣言第30条11項を違憲と判断した。リビア国内紙・海外紙及びトリポリの国民議会は、同判決を代表議会そのものに違憲判断が下され、代表議会に解散命令が下されたと解釈している。他方、トブルクの代表議会は、同判決は政治性に満ちており、また判決文は代表議会の解散を命じていないと真っ向から反対している。

問題の改正憲法宣言第30条11項は、代表議会は初会合から45日以内に大統領を直接投票か間接投票で選出するかを決定するとの内容である。判決文によれば、国民議会で行われた同条項の修正決議が定足数に足りないまま実施されたため、同条項は違憲であると判断が下された。

評価

本裁判は、8月に、暫定立法府の国民議会から正式な立法府の代表議会に権限が移譲される際の手続き的混乱に端を発する。権限移譲手続きが正しく行われなかったとして、国民議会議員や一部の代表議会議員が、代表議会の正当性を否定した。この対立は、トリポリやベンガジでの民兵組織間の武力抗争が背景にある。代表議会の正当性を否定したグループは、国民議会議長であったアブー・サハミンとその支持者や彼と近い民兵組織である。つまり、トリポリのハースイー内閣とトブルクのシンニー内閣の対立の文脈において出された判決である。

確かに、代表議会が主張するように、判決文に代表議会の解散を命ずる文言はない。しかし問題は判決文そのものではなく、国民議会派・イスラーム主義勢力・ミスラータ民兵組織という反代表議会勢力の主張を代表する申立て（代表議会の正当性の否定）が、司法府によって受け入れられたことである。違憲申立てが受け入れられたことにより、反代表議会勢力は代表議会に対する政治的攻勢・武力抗争を「正当な闘い」として推し進めるだろう。また代表議会支持勢力（代表議会、国軍、尊厳作戦）はこれに真正面から抵抗するだろう。今次判決はリビアの分裂を固定化する恐れがある。

（金谷研究員）

©本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 公益財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799